

基本情報の主な項目

- 1 運営法人等の概要
- 2 事業所・施設の概要
- 3 従業者の状況
- 4 介護サービスの内容
- 5 利用料
- 6 都道府県知事が必要と認める事項

「基本情報」の概要

(介護老人福祉施設の例)

事項	主な内容
運営法人関係	法人名・種類、所在地、連絡先、代表者名、設立日、他に実施する介護サービス
施設関係	施設名、所在地、連絡先、指定番号、管理者名・職名、指定日、交通手段
従業者関係	職種別(常勤・非常勤別)人数、勤務時間、資格、従業者1人当たり利用者数、夜勤体制、嘱託医、従業者の業務経験年数、健康診断実施状況 等
サービス内容関係	運営方針、介護報酬加算サービス、提供実績、施設・設備状況、苦情窓口、損害賠償、特色 等
利用料金関係	食費、居住費、特別居室費、特別食費、理美容代、日常生活費 等

施設からの「基本情報」の報告例

(施設に関する事項)

施設の名 称	介護老人福祉施設 〇〇〇〇
施設の所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市△△町8-9-0
施設の連絡先	電話 000-000-0000 FAX 999-999-9999

(介護サービスの内容に関する事項)

重度化対応(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
栄養マネジメントの実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
看取り介護の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり

(従業者に関する事項)

実人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
医師	0	0	1	0
生活相談員	1	0	0	0
看護職員	5	0	1	0
介護職員	12	0	3	1

(利用料等に関する事項)

食事に要する費用の額及びその算定方法
1食あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)
居住に要する費用の額及びその算定方法
1日あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)

調査情報の主な項目

1 介護サービスの内容

- ① 契約内容、介護サービス計画内容等の説明の有無
- ② 介護サービス提供マニュアル、実施記録等の整備の有無
- ③ 相談、苦情等対応の取組の有無
- ④ 介護サービス提供内容の評価、見直し等の取組の有無
- ⑤ 地域住民、ボランティアの受入れ等外部との連携の有無

2 事業所・施設の運営状況

- ① 事業計画等の策定・開示、業務改善会議等の取組の有無
- ② 業務分担の明確化、相談指導体制の確保等の取組の有無
- ③ 安全管理・衛生管理の取組の有無
- ④ 情報管理、個人情報保護等の取組の有無
- ⑤ 計画的な従業者研修、利用者意向を踏まえた運営改善等の取組の有無

調査業務の方法①

- 調査員2名以上
(1名はサービスに関する知識を予め有する者)
- 事業所を訪問し、代表者との面接調査

【面接調査の方法】

- 報告日現在 及び 報告日前1年間の調査
- 報告された事項のみを調査
- 事業者が提示する情報の事実の有無を確認
(注) 良し悪しの評価はしない
 - ※ 事業者自らの公表が前提
 - ※ 利用者自身の評価力の育成
 - ※ 評価は、人(主観)により異なる
- サービス提供記録等は、原本を1件確認
 - ※ 事業者は、1件で他の日常的な取組を説明
 - ※ 一定の確認基準は評価につながる

調査業務の方法②

- 資料は、紙、電子媒体は問わない
- マニュアル、記録等の具体名は問わない
- 事業計画等は、法人全体のもので可
- 研修会等の記録は、題目、日時、出席者、概要等を確認
- 研修は、外部研修への参加でも可

【調査の終了】

- 調査は、調査結果についての同意を得て終了
 - ・調査結果に事実誤認がないこと
 - ・調査結果がそのまま公表されること

事業所比較:介護サービス情報公表システム:事業者 Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 形式(I) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス: http://www.nec.com/ksicosp/BookMark.do

大項目 1 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利保護等のために設けている措置

小項目 1 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	名称	やすらぎ訪問介護	ニコニコ訪問介護	訪問介護ほたる
<p>規定事項(1) 利用申込者のサービスの提供に関する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。</p> <p>確認のための材料</p> <p>重要事項を記した文書の内容を、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名押印がある。</p> <p>その他の確認のための材料</p> <p>(第三者による署名若しくは記名押印がある。) (第三者による署名若しくは記名押印がある。) (第三者による署名若しくは記名押印がある。)</p>				
<p>規定事項(2) 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。</p> <p>確認のための材料</p> <p>利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と契約した契約書又は第三者である立会人を求めることに関する文書がある。</p> <p>その他の確認のための材料</p> <p>(文書に準ずるものがある。) (文書に準ずるものがある。) (文書に準ずるものがある。)</p>				
<p>小項目 2 利用者等に関する情報の正確性及び誤謬の防止等の状況</p> <p>名称</p> <p>やすらぎ訪問介護</p> <p>ニコニコ訪問介護</p> <p>訪問介護ほたる</p>				
<p>規定事項(1) 利用者の氏名を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。</p> <p>確認のための材料</p> <p>アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び判断結果の記録がある。</p> <p>その他の確認のための材料</p> <p>(判断結果の記録に準ずるものがある。) (判断結果の記録に準ずるものがある。) (判断結果の記録に準ずるものがある。)</p>				
<p>小項目 3 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに関する情報の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>名称</p> <p>やすらぎ訪問介護</p> <p>ニコニコ訪問介護</p> <p>訪問介護ほたる</p>				

ページが表示されました

調査事務・情報公表事務の手数料

○ 手数料は事業者負担

事業者が、利用者の選択に資する情報を公表し、より適切な事業者が選ばれることを支援 → 事業者の受益

○ 都道府県条例で定める

- ・各都道府県の調査体制、地理的条件等を踏まえて算定
- ・議会議決等

○ 国はガイドラインを提示

介護保険制度に基づく全国共通の制度

介護サービス情報の公表制度の 施行状況について

指定情報公表センター・指定調査機関の指定状況 (平成19年7月1日現在)

指定情報公表センター

都道府県直営	6	13%
社会福祉協議会	28	60%
財団法人	4	8%
社団法人	2	4%
NPO法人	1	2%
国保連合会	6	13%
合 計	47	100%

指定調査機関

都道府県直営	0	0%
社会福祉協議会	36	13%
社会福祉法人 (社協を除く)	5	2%
財団法人	13	5%
社団法人	23	8%
NPO法人	99	36%
国保連合会	2	1%
有限会社	35	13%
株式会社	55	20%
その他	5	2%
合 計	273	100%

都道府県の事務の計画状況

(平成19年7月1日現在)

調査事務計画の終了月

終了計画月	都道府県数
平成20年1月末	2
平成20年2月末	13
平成20年3月末	28
平成20年5月末	3
平成20年7月末	1

情報公表事務計画の終了月

終了計画月	都道府県数
平成20年2月末	1
平成20年3月末	33
平成20年4月末	9
平成20年5月末	1
平成20年6月末	1
平成20年7月末	1
平成20年8月末	1

調査員の登録状況

(平成19年7月1日現在)

	調査員数 (人)	構成割合
常勤	1,092	12%
非常勤	8,017	88%
合計	9,109	100%

情報公表対象事業所数

(平成19年7月1日現在)

訪問介護	24,464
訪問入浴介護	2,334
訪問看護	8,328
訪問リハビリテーション	2,454
通所介護	20,013
通所リハビリテーション	6,362
特定施設入居者生活介護	2,095
福祉用具貸与	6,169
居宅介護支援	28,459
介護老人福祉施設	5,794
介護老人保健施設	3,436
介護療養型医療施設	2,263
合計	112,171

介護サービス情報の公表制度の問題点と対応

介護サービスの情報の公表制度については、利用者や介護サービス事業者等から下記のような問題点があると指摘が寄せられていることから、指摘事項に対しては逐次対応し、制度の適切な運用を図っているところである。

1 利用者等に対して制度の周知が不十分なのではないか。開示されている情報の項目が、利用者の選択に資するものになっていないのではないか。

【現状】

- 公表画面アクセス数 平成19年5月現在 約22万件
(※システム不具合等によりアクセス数が抽出できない4県を除くデータ)
平成20年1月現在 約24万件

【対応】

- 政府公報等を通じ、利用者への制度の普及啓発に努めているところ
- 全国会議等において、各都道府県に対し、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く本制度の活用について普及啓発を行うよう要請
- 今後、情報の項目の妥当性について検討を進める。

2 事業運営の透明性の確保が不十分なのではないか。

【現状】

- 全国会議等において、本制度の事業運営について、運営状況の開示を要請してきたところであるが、20都道府県については運営状況開示済み(予定含む)であり、27県については、未開示(平成19年10月時点)
→ 平成20年3月1日段階で、43都道府県については運営状況開示済み(予定含む)となり、残り4県について未開示

【対応】

- 全国会議等において、各都道府県に対し、各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行うことによって事業運営の透明性を確保を図り、幅広く国民の理解を得られる制度となるよう、適切な対応を行うことを要請

3 手数料水準が事業運営のコストに見合ったものでなく、過剰な負担となっているのではないか。

【現状】

- 各都道府県が、事業所に対する調査体制、地理的条件等を踏まえて算定し、都道府県条例で手数料を定めている。
- 手数料設定状況(全国平均) 約5万4千円
(調査事務手数料 約4万1千円 情報公表事務手数料 約1万3千円)(平成19年7月1日現在)
→ (全国平均) 約4万5千円
(調査事務手数料 約3万5千円 情報公表事務手数料 約1万1千円)(平成20年4月1日現在)

【対応】

- 一昨年より、全国会議等において、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも理解が得られるものとなるように、必要な条例の見直し等適切な対応を図るよう、累次要請してきているところ。本年1月16日に開催した全国厚生労働関係部局長会議や、本年2月27日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においても、再度、同様の要請
- また、昨年12月4日付けで、各都道府県に対して事務連絡を発出し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる水準の手数料に引き下げるなど必要な条例の見直し等の取組を行うよう、重ねて依頼

介護サービス情報の公表に係る事務の簡素化

【平成20年度からの新しい施策】

1 介護予防サービス等の一体的報告・調査

(一体的に運営する事業所)

→ 平成20年度から追加施行予定の介護予防サービス等の報告・調査について、既に施行済の介護サービスの報告・調査と一体的に実施する。

2 WEB画面からの直接入力による報告方法の導入

→ 事業所報告・調査結果報告について、紙媒体又は磁気媒体による報告から、インターネット上での報告へ改善する。

より良い情報公表制度の実現に向けて

1 制度の理解促進

2 早期全面施行への積極的な取り組み

3 協力・協働(共につくる情報公表)

2 制度の適正運用等について

2 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項に留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の情報公表制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、一昨年より累次要請してきているところである。
- 引き続き、各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直しについて

- 情報公表制度における調査事務及び情報公表事務に係る手数料については、各都道府県において議会の議決等を踏まえて条例において設定されているところであるが、手数料の金額については、情報公表制度が平成18年度に施行された新しい制度であるとともに、原則すべての事業所調査やインターネットでの情報公表を行うなど、極めて新しい仕組みを導入したことから、事業初年度は事業規模等を適切に見込むことが困難であったことも想定されることである。
- しかし、手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者等からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、国会や社会保障審議会介護保険部会等の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定

方法等について議論の俎上にのぼっているところである。

- 現在の全国的な施行状況を見ると、
 - ① 当初想定していた事業所からの報告が、紙媒体ではなくエクセルなどの電子媒体によって行われている事業所が多いことにより、公表センターにおけるパンチ入力等の入力経費が抑えられたことや、
 - ② 当初2日程度と推定していた調査に必要な日数、時間等が、1日以内で実施されていること
など、事務の効率化が予想以上に早く進んでおり、施行時の手数料算定時の考え方が実態に見合わない状況になっていると考えられるところである。

- さらに、平成20年度の報告・調査の実施方法等については、
 - ① 既に施行済みの12サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを一体的に運営実施している事業所については効率的に実施する観点から同時に報告及び調査ができることとし、さらにサービス間で重複する項目については本体サービスについての回答及び調査のみとすることができるとことや、
 - ② 事業所報告、調査結果報告のWEB化を導入すること
により、事業所だけでなく、都道府県、公表センター及び調査機関の事務負担の軽減が、より一層図られると考えている。

- 今般、ご報告いただいた平成20年4月時点の手数料設定の状況を見ると、減額改定の県が約8割という状況であり、現在、多くの都道府県で見直しに向けた取組が行われていることは承知しているものの、一方で2割の県が変更無し若しくは検討中という状況であり、また、都道府県間における手数料の金額の幅は約1.6倍、約2万3千円と大きな開きがある状況である。

- 以上のような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる水準の手数料となるよう、必要な条例の見直し等について、引き続き、適確に対応するよう強く願います。

(3) 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、利用者による利用者のニーズにあったより適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。
- 現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、都道府県間で大きな差がある状況であり、アクセスの低調な県も散見されるところである。
- このため、各都道府県においては、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、普及啓発イベント、県の広報誌での紹介等、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。
- なお、一次情報として利用者が選択の絞り込み迄に使うツールである介護サービス情報から、利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を行うために、具体的に、何を、どう読み判断するのかといった介護サービス情報の活用方法（読み解き方）についても、利用者等に向けて発信していただくことを期待している。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。
- 今後とも引き続き、事業者向け説明会等、さまざまな手法で介護事業者や管内の事業者団体等に対する制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 国としての取組

- 情報公表制度の普及啓発に当たっては、国としても、介護サービス情報公表支援センターと協力し、パンフレット等の作成支援等を行っているところであるが、今後とも、政府公報の実施等、必要な取組を積極的に行っていく予定である。

エ 利用者の情報活用の利便性の向上について

- 情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

(4) 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。
- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(5) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報について、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査結果の均質性の確保等の